

# 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

## 組織規程

制定 平成18年4月1日 18規程第23号

一部改正 平成18年12月1日 18産技総総第358号  
一部改正 平成20年4月1日 19産技総総第656号  
一部改正 平成20年10月1日 20産技総総第322号  
一部改正 平成21年4月1日 20産技総総第687号  
一部改正 平成22年1月18日 21産技総総第552号  
一部改正 平成22年3月17日 21産技総総第695号  
一部改正 平成23年1月17日 22産技総総第613号  
一部改正 平成23年3月25日 22産技総総第785号  
一部改正 平成23年9月26日 23産技総総第350号  
一部改正 平成24年7月26日 24産技総総第243号  
一部改正 平成24年8月28日 24産技総総第294号  
一部改正 平成24年9月25日 24産技総総第355号  
一部改正 平成25年3月22日 24産技総総第766号  
一部改正 平成25年9月19日 25産技総総第345号  
一部改正 平成25年11月29日 25産技総総第415号  
一部改正 平成26年3月24日 25産技総総第755号  
一部改正 平成26年12月12日 26産技総総第569号  
一部改正 平成27年3月23日 26産技総総第842号  
一部改正 平成28年3月30日 27産技総総第871号  
一部改正 平成28年4月26日 28産技総総第53号  
一部改正 平成29年3月21日 28産技総総第738号  
一部改正 平成30年3月30日 29産技総総第849号  
一部改正 平成31年3月26日 30産技総総第954号  
一部改正 2020年3月30日 2019産技総総第866号  
一部改正 2021年3月31日 2020産技総総第765号  
一部改正 2022年3月17日 2021産技総総第800号  
一部改正 2022年9月30日 2022産技総総第459号  
一部改正 2023年3月24日 2022産技総総第918号  
一部改正 2024年3月29日 2023産技総総第927号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 組織（第 2 条）

第 2 章の 2 会議（第 2 条の 2）

第 3 章 職（第 3 条―第 1 1 条）

第 4 章 職責（第 1 2 条―第 2 0 条）

第 5 章 分掌事務（第 2 1 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の理事長の権限に属する事務を処理するために必要な組織、職員の職責及び事務に係る決定権限の合理的配分と決定手続を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事務執行の能率的な運営と事案の決定の適正化に資することを目的とする。

第 2 章 組織

（組織）

第 2 条 都産技研に、下表に掲げる組織を置く。

| 部組織 | 課組織      |
|-----|----------|
| －   | 内部監査室    |
| －   | デジタル化推進室 |
| －   | お客様支援室   |
| 企画部 | 経営企画室    |
|     | 研究企画室    |
|     | 連携企画室    |

|           |              |
|-----------|--------------|
|           | バンコク支所       |
| 総務部       | 総務課          |
|           | 人事・人材開発課     |
|           | 財務・会計課       |
|           | 環境安全管理室      |
| 物理応用技術部   | 物理計測技術グループ   |
|           | 金属技術グループ     |
|           | 固体デバイス技術グループ |
| 化学応用技術部   | プロセス技術グループ   |
|           | 材料技術グループ     |
|           | バイオ技術グループ    |
|           | 食品技術センター     |
| 情報システム技術部 | IoT 通信技術グループ |
|           | ロボット技術グループ   |
|           | 生活工学センター     |
| 地域支援部     | 城東支所         |
|           | 墨田支所         |
|           | 城南支所         |
| 多摩テクノプラザ  | 管理・連携支援課     |
|           | 電気電子技術グループ   |
|           | 機能性繊維技術グループ  |

- 2 デジタル化推進室、お客様支援室、経営企画室、研究企画室、連携企画室、財務・会計課、環境安全管理室及び多摩テクノプラザ管理・連携支援課に係を置く。
- 3 この他、理事長は臨時で事務を処理するため、必要な組織を置くことができる。
- 4 第1項の表に掲げる組織の名称及び関連する名称に係る英語表記は、別表1のとおりとする。

## 第2章の2 会議 (会議)

第2条の2 都産技研に下表における会議を置く。

| 会議名        | 目的                                       |
|------------|------------------------------------------|
| 理事会        | 法人の経営に関する重要事項並びに経営会議の議長が必要と認めた事項について審議する |
| 経営会議       | 法人の経営に関する重要事項を審議する                       |
| 運営会議       | 法人の運営に関する事項を審議する                         |
| 内部統制会議     | 法人の内部統制、コンプライアンス及びリスク管理に関する事項について審議する    |
| 人事会議       | 法人の人事に関する事項について審議する                      |
| 資金・資産会議    | 法人の資金及び物品に関する事項について審議する                  |
| 情報マネジメント会議 | 法人の情報化の推進、情報セキュリティ及び情報発信に関する事項について審議する   |
| 安全健康会議     | 法人の安全衛生、作業環境に関する事項について審議する               |

2 前項で定めた各会議に関し、必要な事項は別に定める。

### 第3章 職

(理事長の職)

第3条 法人を代表し、法人の業務を総理する長として理事長を置く。

(理事の職)

第4条 理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行うため理事を置く。

(監事の職)

第5条 法人の業務を監査するため、監事を置く。

第6条

(削除)

(部長等の職)

第7条 都産技研職員就業規則第4条、都産技研任期付職員就業規則第4条及び都産技研ワイドキャリアスタッフ就業規則第4条に定める参事の職（以下、「部長等の職」という。）として、部に部長を、多摩テクノプラザに所長を置く。

2 理事長は前項に定める職のほか、部長等の職として、部及び多摩テクノプラザに主席研究員又は担当部長を置くことができる。

(課長等の職)

第8条 都産技研職員就業規則第4条、都産技研任期付職員就業規則第4条及

び都産技研ワイドキャリアスタッフ就業規則第4条に定める副参事の職（以下、「課長等の職」という。）として、企画部、総務部、物理応用技術部、化学応用技術部、情報システム技術部、地域支援部及び多摩テクノプラザに部を統括する支所長、室長、課長、グループ長を置く。

- 2 課長等の職として、支所に支所長を、センターにセンター長を置く。
- 3 課長等の職として、室に室長を、グループにグループ長を、課に課長を置く。
- 4 理事長は前3項に定める職のほか、課長等の職として、支所、センター、室、グループ及び課に上席研究員及び担当課長を置くことができる。

（係長等の職）

第9条 都産技研職員就業規則第4条、都産技研任期付職員就業規則第4条及び都産技研ワイドキャリアスタッフ就業規則第4条に定める主任の職（以下、「係長等の職」という。）として、係に係長を置き、支所、センター、室及び課に支所長代理、センター長代理、室長代理及び課長代理を置く。

- 2 係長等の職として、支所、センター、室、グループ及び課に主任研究員を置く。
- 3 理事長は、係長等の職として、係が設置されている支所、センター、室及び課に担当係長を置き、係が設置されていない支所、センター、室及び課に担当支所長代理、担当センター長代理、担当室長代理及び担当課長代理を置くことができる。

（副主任等の職）

第10条 都産技研職員就業規則第4条、都産技研任期付職員就業規則第4条及び都産技研ワイドキャリアスタッフ就業規則第4条に定める副主任の職（以下、「副主任等の職」という。）として、支所、センター、室、グループ及び課に副主任研究員及び副主任を置く。

（主事等の職）

第11条 都産技研職員就業規則第4条、都産技研任期付職員就業規則第4条及び都産技研ワイドキャリアスタッフ就業規則第4条に定める主事の職（以下、「主事等の職」という。）として、支所、センター、室、グループ及び課に研究員及び主事を置く。

## 第4章 職責

第12条 理事長は、法人を代表し、法人の業務を総理し、所属職員を指揮監督する。

(理事の職責)

第13条 理事は、理事長の命を受け、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 理事の担任事項については、理事長が別に定める。

(監事の職責)

第14条 監事は法人の業務を監査する。

第15条

(削除)

(部長等の職責)

第16条 企画部長及び総務部長は、理事長又は理事の命を受け、部の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 物理応用技術部長、化学応用技術部長及び情報システム技術部長は、理事長又は理事の命を受け、部の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 地域支援部長及び多摩テクノプラザ所長は、理事長又は理事の命を受け、部又は多摩テクノプラザの業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 第1項から第3項までに定めのない部長等の職に当たる職員は、理事長、理事又は上司の命を受け、担当する業務を遂行し、職員を指導育成する。

5 主席研究員の職に当たる職員は、理事長、理事又は上司の命を受け、担当する高度な研究・支援業務を遂行する。

(課長等の職責)

第17条 内部監査室長、デジタル化推進室長及びお客様支援室長は、理事長又は理事長が指名する者の命を受け、室の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 管理・連携支援課長、電気電子技術グループ長及び機能性繊維技術グループ長は、多摩テクノプラザ所長の命を受け、課又はグループの業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 第8条第1項に規定する支所長、課長、室長、グループ長は、部長の命を受け、部を統括するとともに、支所、課、室又はグループの業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 前3項に掲げる以外の支所長、センター長、課長、室長及びグループ長は、部長の命を受け、支所、センター、課、室又はグループの業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

5 前4項に定めのない課長等の職に当たる職員は、理事長、理事又は上司の

命を受け、担当する業務を遂行し、職員を指導育成する。

- 6 上席研究員の職に当たる職員は、理事長、理事又は上司の命を受け、担当する高度な研究・支援業務を遂行する。

(係長等の職責)

第18条 係長、支所長代理、センター長代理、室長代理、課長代理及び主任研究員は、支所長、センター長、グループ長、室長又は課長の命を受け、係等の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 担当支所長代理、担当センター長代理、担当室長代理及び担当課長代理並びに支所長代理、センター長代理、室長代理及び課長代理は、支所長、センター長、グループ長、室長又は課長の命を受け、担当する業務に従事し、職員を指導育成する。

(副主任等の職責)

第19条 副主任研究員及び副主任は、支所長、センター長、グループ長、室長又は課長の命を受け、担当する高度な業務を処理する。

(主事等の職)

第20条 研究員及び主事は、支所長、センター長、グループ長、室長又は課長の命を受け、担当する業務を処理する。

## 第5章 分掌事務

(分掌事務)

第21条 組織の分掌事務は次のとおりとする。

### 内部監査室

内部監査室に係わる次の事務を所掌する。

- (1) 内部監査による内部統制支援に関すること。
- (2) 監事による内部統制支援に関すること。
- (3) その他内部統制支援に関すること。
- (4) 内部通報・外部通報に関すること。
- (5) 懲戒処分に関すること。
- (6) 法務の支援に関すること。

### デジタル化推進室

D X企画係及び情報基盤係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 情報セキュリティ管理に関すること。
- (2) 業務のデジタル化推進に関する企画・調整に関すること。
- (3) 情報インフラ（ネットワーク・共通システム等）の整備、運用及び調整に関すること。
- (4) 共通業務用情報機器管理に関すること。
- (5) その他、情報システム、ネットワークの運用支援に関すること。
- (6) iri-tokyo.jp ドメインに関するDNS設定

#### お客様支援室

相談支援係、技術セミナー係、及び製品開発支援ラボ係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 総合支援窓口及び本部相談室等の管理及び運営に関すること
- (2) 依頼試験、機器利用及び受託技術支援の調整及び管理に関すること。
- (3) 成果物の発行及び管理に関すること。
- (4) 中小企業の製品輸出等の海外展開に関すること。
- (5) 技術セミナー及び講習会等の企画、連絡、調整及び実施に関すること。
- (6) 製品開発支援ラボの運営に関すること。
- (7) その他お客様の支援に関すること。

#### 企画部

##### 経営企画室

企画総括係、及び広報係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 事業計画、調査、分析及び調整に関すること。
- (2) 依頼試験、機器利用、及び受託技術支援予算の企画、調整及び進行政管理に関すること。
- (3) 中期計画及び年度計画に関すること。
- (4) 法人評価委員会に関すること。

- (5) 理事会、経営会議等、及び部長連絡会に関すること。
- (6) 機器整備計画の企画及び調整に関すること。
- (7) 機器の修理及び校正管理に関すること。
- (8) 未利用施設の利用調整に関すること。
- (9) 内部統制の推進に関すること。
- (10) 商工部との連絡調整に関すること。
- (11) J K A補助金など各種補助金事業の管理に関すること。
- (12) 依頼試験、機器利用及び受託技術支援の調整及び管理に関すること。
- (13) 技術支援事業管理システムの企画、運用、管理及び保守に関すること。
- (14) 情報発信事業に関わる企画、調整及び連絡に関すること。
- (15) 業務の広報に関すること。
- (16) ウェブサイトの企画、及び運営に関すること。
- (17) プレス対応に関すること。
- (18) 刊行物の編集、発行、及び著作権等の管理に関すること。
- (19) 展示会の出展に関わる企画、調整及び連絡に関すること。
- (20) 本部の常設展示に関すること。
- (21) 本部の見学等に関すること。
- (22) 図書室の管理運営及び外部図書館連携に関すること。
- (23) 海外工業規格、規制等の調査、普及に関すること。
- (24) バンコク支所の運営支援に関すること。
- (25) 航空機産業への参入支援事業、及びクラウドと連携した5 G・I o T・ロボット製品開発等支援事業の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (26) 航空機産業への参入支援事業、及びクラウドと連携した5 G・I o T・ロボット製品開発等支援事業の予算の計画及び進行管理に関すること。
- (27) ものづくりベンチャー育成事業の終了に関すること。

(28) その他経営企画、及び広報に関すること。

#### 研究企画室

研究企画係、資金管理係及び知的財産係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 技術情報の収集、分析、調査及び管理に関すること。
- (2) 研究事業における予算計画、企画、調整及び進行管理に関すること。
- (3) 知的財産の戦略及び管理に関すること。
- (4) 学協会の団体加入に関すること。
- (5) 外部文献データベースの利用に関すること。
- (6) 研究ミスコンダクト防止に関すること。
- (7) 航空機産業への参入支援事業、クラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業及び社会課題解決プロジェクト事業における普及セミナーに関すること。
- (8) 航空機産業への参入支援事業、クラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業及び社会課題解決プロジェクト事業における研究成果物の管理に関すること。
- (9) その他研究開発事業に関すること。

#### 連携企画室

連携推進係及び連携支援係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 産学公連携事業に関すること。
- (2) 国、地方公共団体、産業支援団体、大学、公設試験研究機関等との連携に関すること。
- (3) 公立鉱工業試験研究機関長協議会に関すること。
- (4) 首都圏公設試連携の企画、調査、検討及び実施に関すること。
- (5) 産業技術連絡会議の連絡、調整及び実施、その他広域連携に関すること。
- (6) 異業種交流会、業種別交流会、技術研究会等の調整及び運営管理に関すること。
- (7) 学協会との連携事業に関すること。
- (8) 連携大学院生、研修生等の受け入れに関すること。

- (9) 東京イノベーションハブに関する事。
- (10) 技術審査事業の調整及び管理に関する事。
- (11) その他の連携企画に関する事。

#### バンコク支所

バンコク支所に係わる次の事務を所掌する。

- (1) 東南アジア地域日系中小企業への技術相談及び調査に関する事。
- (2) 東南アジア地域日系中小企業への産業人材育成に関する事。
- (3) 東南アジア地域の中小企業や中小企業支援機関等との交流・連携及び情報発信に関する事。
- (4) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関する事。
- (5) 書類の収受、発送、配布、編集及び保存に関する事。
- (6) バンコク支所における会計・経理の事務に関する事。
- (7) バンコク支所における人事・労務・法務の手続きに関する事。
- (8) 施設、財産、通信設備等の維持管理に関する事。
- (9) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関する事。
- (10) その他バンコク支所管理運営に関する事。

#### 総務部

##### 総務課

総務課に係わる次の事務を所掌する。

- (1) 安全衛生管理に関する事。
- (2) 規程類の管理及び調整に関する事。
- (3) 書類の収受、発送、配布、編集及び保存に関する事。
- (4) 公印の管理に関する事。
- (5) 労務管理に関する事。ただし、人事・人材開発課に属することを除く。
- (6) 職員研修及び研修出向に関する事。ただし、人事・人材開発課に属することを除く。

- (7) 社会人博士課程への派遣に関すること。
- (8) 本部における所有車の運転等に関すること。
- (9) 本部の無料送迎バスに関すること。
- (10) 施設の取締りに関すること。
- (11) 給与、旅費、社会保険等に関すること。ただし、人事・人材開発課に属することを除く。
- (12) 表彰及び表彰制度に関すること。
- (13) 総務システムの活用・更新に関すること。ただし、人事・人材開発課に属することを除く。
- (14) 他の室、支所、センター、グループ及び課に属しないこと。

#### 人事・人材開発課

人事・人材開発課に係わる次の事務を所掌する。

- (1) 人事に関すること。
- (2) 採用に関すること。
- (3) 人材開発、職員研修に関すること。ただし、総務課に属することを除く。
- (4) 給与、旅費、社会保険等に関すること。ただし、総務課に属することを除く。
- (5) 労務管理に関すること。ただし、総務課に属することを除く。
- (6) 所属職員の福利厚生に関すること。
- (7) 総務システムの活用・更新に関すること。ただし、総務課に属することを除く。

#### 財務・会計課

財務・会計係及び出納係を置き、次の事務を分掌する。

- (1) 経営管理に関すること。
- (2) 予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (4) 財産管理に関すること。
- (5) 収入その他の会計事務に関すること。
- (6) 資金管理に関すること。
- (7) 財務会計システムの活用・更新に関すること。

- (8) その他経理及び出納に関すること。

#### 環境安全管理室

施設係、設備担当及び安全係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 土地、建物、工作物等の工事及び維持管理に関すること。
- (2) 施設の利用調整に関すること。
- (3) 電気及び通信設備の維持管理並びに電話交換に関すること。
- (4) 給排水、冷暖房設備等の運転及び保守管理に関すること。
- (5) 薬品、毒物・劇物及び危険物の管理に関すること。
- (6) 高圧ガスの管理に関すること。
- (7) 放射線の管理に関すること。
- (8) 環境マネジメントに関すること。
- (9) 省エネルギー対策に関すること。
- (10) 本部の廃棄物に関すること。
- (11) 防火、防災及び安全対策に関すること。
- (12) その他環境安全管理に関すること。

#### 物理応用技術部

##### 物理計測技術グループ

担当分野として形状・強度解析、及び信頼性解析を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 長さ及び形状測定に関すること。
- (2) 計量法校正事業者登録制度に関すること。
- (3) 計測器の所内校正に関すること。
- (4) 製品及び材料の強度試験に関すること。
- (5) 振動及び衝撃試験に関すること。
- (6) 非破壊検査に関すること。
- (7) 放射線計測に関すること。
- (8) 放射線、電子線照射の利用技術に関すること。
- (9) 放射線安全管理に関すること。
- (10) 高電圧に関すること。
- (11) 温湿度試験に関すること。

- (12) 電気及び温度測定に関すること。
- (13) 航空機産業への参入支援事業に係る非破壊技術に関すること。
- (14) その他物理計測技術に関すること。

#### 金属技術グループ

担当分野として航空宇宙材料・補機、及び金属造形を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 機械の設計及び解析に関すること。
- (2) 機械システムに関すること。
- (3) 機械加工に関すること。
- (4) 素形材加工に関すること。
- (5) 熱エネルギー加工に関すること。
- (6) 立体造形技術（金属）に関すること。
- (7) 航空機産業への参入支援事業に係る試験、研究開発、支援等に関すること。
- (8) その他金属技術に関すること。

#### 固体デバイス技術グループ

担当分野として電子デバイス及び光デバイスを置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 微細加工技術に関すること。
- (2) 電子デバイスに関すること。
- (3) 光デバイスに関すること。
- (4) その他固体デバイス技術に関すること。

#### 化学応用技術部

##### プロセス技術グループ

担当分野としてウェットプロセス、ドライプロセスを置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 表面改質技術に関すること。
- (2) トライボロジーに関すること。

- (3) めっき技術に関すること。
- (4) 塗装技術に関すること。
- (5) 形態観察に関すること。
- (6) 環境負荷低減技術に関すること。
- (7) 環境浄化技術に関すること。
- (8) 濃度の環境計量証明事業に関すること。
- (9) その他プロセス技術に関すること。

#### 材料技術グループ

担当分野として有機材料及び無機材料を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 有機材料に関すること。
- (2) 無機材料に関すること。
- (3) 立体造形技術に関すること。
- (4) 材料の構造解析及び組成分析に関すること。
- (5) その他材料技術に関すること。

#### バイオ技術グループ

担当分野としてバイオコスメ及び微生物応用を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) バイオ関連材料に関すること。
- (2) 医療機器に関すること。
- (3) 微生物及びその利用技術に関すること。
- (4) その他バイオ技術に関すること。

#### 食品技術センター

食品技術センターに係わる次の事務を所掌する。

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 職員の研修に関すること。
- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 化学物質、高圧ガス、危険物及び廃液の管理に関すること。
- (6) 書類の収受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) 建物の維持管理に関すること。

- (9) 通信設備の維持管理に関すること。
- (10) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (11) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (12) 財産管理に関すること。
- (13) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (14) 成果物の発行及び管理に関すること。
- (15) 技術セミナー、講習会等産業人材育成に関すること。
- (16) 広報活動に関すること。
- (17) 図書室の管理運営及び調整に関すること。
- (18) その他食品技術センターの管理運営に関すること。

また、担当分野として地域資源利用、フードデザインを置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 食品の製造加工に関すること。
- (2) 食品の品質に関すること。
- (3) 食品分野における地域資源の活用に関すること。
- (4) 食品分野における社会課題解決に関すること。
- (5) その他食品工業技術に関すること。

## 情報システム技術部

### I o T通信技術グループ

担当分野としてI o Tシステム及び高速通信応用を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) I o T技術、通信技術に関すること。
- (2) I o Tシステム開発・製品化・導入の支援に関すること。
- (3) 通信システム・高周波回路の開発・製品化・導入の支援に関すること。
- (4) I o Tシステム、高速通信ネットワークの評価及びセキュリティに関すること。
- (6) 「クラウドと連携した5 G・I o T・ロボット製品開発等支援事業」のうちI o T技術及びローカル5 G等通信技術に関すること。
- (7) その他、I o T関連技術、通信技術、情報システム関連技術に関す

ること。

#### ロボット技術グループ

担当分野としてロボット機構及びロボット制御を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) サービスロボットの安全性評価に関すること。
- (2) サービスロボットの機構設計に関すること。
- (3) サービスロボットのソフトウェアに関すること。
- (4) サービスロボットの導入支援に関すること。
- (5) クラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業のうちロボット技術に関すること。
- (6) その他ロボット関連技術に関すること。

#### 生活工学センター

担当分野として運動特性・感性計測及び光音感性計測を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 人間の生理反応、知覚及び動作等の計測に関すること。
- (2) 快適性評価に基づいた製品開発に関すること。
- (3) 感性評価に基づいた製品開発に関すること。
- (4) 製品の安全性及び耐久性の評価に関すること。
- (5) 製品の機能性の評価に関すること。
- (6) 製品と人間の相互作用の計測に関すること。
- (7) その他、人間工学・感性工学技術に関すること。

#### 地域支援部

##### 城東支所

城東支所に係わる次の事務を所掌する。

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 職員の研修に関すること。
- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 化学物質、高圧ガス、危険物及び廃液の管理に関すること。
- (6) 書類の収受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。

- (8) 建物の維持管理に関すること。
- (9) 通信設備の維持管理に関すること。
- (10) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (11) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (12) 財産管理に関すること。
- (13) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (14) 成果物の発行及び管理に関すること。
- (15) 技術セミナー、講習会等産業人材育成に関すること。
- (16) 広報活動に関すること。
- (17) その他城東支所の管理運営に関すること。

また、担当分野としてプロダクトデザイン、試作加工・評価を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) プロダクトデザイン開発支援に関すること。
- (2) 試作加工、形状測定に関すること。
- (3) 立体造形技術に関すること。
- (4) 環境試験に関すること。
- (5) 化学機器分析、材料の物性評価に関すること。
- (6) その他城東地域の技術支援に関すること。

#### 墨田支所

墨田支所に係わる次の事務を所掌する。

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 職員の研修に関すること。
- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 化学物質、高圧ガス、危険物及び廃液の管理に関すること。
- (6) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) 建物の維持管理に関すること。
- (9) 通信設備の維持管理に関すること。
- (10) 施設の取締り及び利用調整に関すること。

- (11) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関する  
こと。
- (12) 財産管理に関すること。
- (13) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (14) 成果物の発行及び管理に関すること。
- (15) 技術セミナー、講習会等産業人材育成に関すること。
- (16) 広報活動に関すること。
- (17) 図書室の管理運営及び調整に関すること。
- (18) その他墨田支所の管理運営に関わること。

#### 城南支所

城南支所に係わる次の事務を所掌する。

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 職員の研修に関すること。
- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 化学物質、高圧ガス、危険物及び廃液の管理に関すること。
- (6) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) 建物の維持管理に関すること。
- (9) 通信設備の維持管理に関すること。
- (10) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (11) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関する  
こと。
- (12) 財産管理に関すること。
- (13) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (14) 成果物の発行及び管理に関すること。
- (15) 技術セミナー、講習会等産業人材育成に関すること。
- (16) 広報活動に関すること。
- (17) その他城南支所の管理運営に関わること。

また、担当分野として機器分析・環境試験、精密測定・試作加工を置き、  
以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 化学機器分析に関すること。
- (2) 環境試験に関すること。
- (3) 材料の物性・形状測定に関すること。
- (4) 立体造形技術に関すること。
- (5) その他城南地域の技術支援に関すること。

## 多摩テクノプラザ

### 管理・連携支援課

管理係、連携支援係を置き、多摩テクノプラザに係る次の事務を所掌する。

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 成果物の発行及び管理に関すること。
- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 所有車の運転等に関すること。
- (8) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (9) 製品開発支援ラボの運営に関すること。
- (10) 財産管理に関すること。
- (11) 通信設備の維持管理に関すること。
- (12) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (13) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (14) 業務の広報に関すること。
- (15) 見学等に関すること。
- (16) その他産業技術に係る普及事業に関すること。
- (17) 異業種交流に関すること。
- (18) 技術研究会に関すること。
- (19) 技術セミナー、講習会等産業人材育成に関すること。
- (20) 職員の研修に関すること。
- (21) 技術相談に関すること。

(22) 資料室の管理運営及び調整に関すること。

(23) その他多摩テクノプラザ内他グループに属しないこと。

#### 電気電子技術グループ

担当分野として電磁ノイズ解析及び電気電子応用を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

(1) 電波及び電磁ノイズに関すること。

(2) EMC試験及びEMC対策に関すること。

(3) EMC規格に対応した製品開発に関すること。

(4) 電気機器・部品及び電気材料の評価及び応用に関すること。

(5) 電気安全に関すること。

(6) 電子回路の設計応用に関すること。

(7) ネットワーク応用及び電力伝送に関すること。

(8) 依頼試験の受付及び調整に関すること。

(9) 機器利用の受付及び調整に関すること。

(10) 技術研究会に関すること。

(11) 技術セミナー及び講習会の実施に関すること。

(12) その他電気電子技術に関すること。

#### 機能性繊維技術グループ

担当分野として機能性繊維加工、繊維材料計測を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

(1) 機能性加工に関すること。

(2) 繊維強化複合材料に関すること。

(3) 繊維製品に関すること。

(4) 立体造形技術に関すること。

(5) 材料・製品の分析・評価・計測に関すること。

(6) 依頼試験の受付及び調整に関すること。

(7) 機器利用の受付及び調整に関すること。

(8) 技術研究会に関すること。

(9) 技術セミナー及び講習会の実施に関すること。

(10) その他機能性繊維技術に関すること。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2022年4月1日から施行する。

この規程は、2022年10月1日から施行する。

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。